

税制調査会（第2回税制調査会 法人課税ディスカッショングループ）議事録

日 時：平成26年3月31日（月）15時00分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

## ○大田座長

それでは、法人課税ディスカッショングループ（以下、「法人課税DG」という。）、第2回の議論を始めます。

今日から各論です。今日は課税ベースの拡大について議論します。一部の黒字法人に税負担が偏っている状況について事務局に御説明いただいた後、欠損金の繰越控除制度、受取配当利子の益金不算入について議論いただきます。

その後、中里会長から、産業競争力会議で議論されている働き方の選択に対して中立的な税制の配偶者控除など、これからの政府税調での議論の進め方について御発言いただきます。

それでは、申し訳ありませんが、ここでカメラの方は御退室をお願いします。

（カメラ退室）

## ○大田座長

では、議題に入ります。まず、事務局から今日の論点について、資料と併せて御説明いただきます。富安税制第三課長、よろしくお願いします。

## ○富安税制第三課長

資料を御覧ください。議事次第の次に、法人改革の論点の整理ということで、本日議論していただく事項について下線を引いています。前回、各委員から御提案いただいた論点のうち、本日は、赤字法人問題、中でも欠損金の繰越控除、それから、受取配当の益金不算入制度となります。

座長の御指示もありますので、今回の主な論点ということで、1、2、3と1枚紙を整理させていただいています。

「1. 一部の法人（黒字法人）に税負担が偏っている背景に何があるか」ということで、3割の黒字企業で税負担が偏っているが、業種や企業の規模によっても税負担の状況は異なる。税負担の偏りがなく、企業活動に中立的な税制があるべき姿であり、税負担の偏りなどに制度的な要因があれば、それを是正していくべきではないか。税負担の回避を目的として欠損法人になる例などがあるとすれば、それを防ぐ方策について別途検討が必要ではないか。

「2. 欠損金繰越控除制度はどうあるべきか」ということで、企業行動に影響を与えない税制とすることが望ましい。繰越欠損金の有無が企業行動やそのタイミングに影響を与えることもあり得ることを踏まえれば、その影響を小さくするため、長期間での税負担の平準化を図り、各事業年度において適正な税負担を求めていくことが望ましいのではないか。

繰越期間と帳簿等の保存期間や更正期間などについて、相互の整合性を前提とした上でどう考えるか。

「3. 受取配当等の益金不算入制度はどうあるべきか」。支配関係を目的とした株式保有と、資産運用を目的とした株式保有の取扱いを明確に分けるべきではないか。資産運用を目的とする場合には、その他の資産運用手段との選択において中立的な税制とするために、益金不算入制度を見直すべきではないか。

続いて、法D2-1という資料を御覧ください。

まず、2ページは、全体の法人数、利益計上法人またはその納めている法人税額の総覧です。全体の法人数ですが、色が塗っているのが資本金1億円以下の中小法人です。一番上の段は法人数で99.9パーセントが資本金1億円以下の法人になります。全法人は、今、252万社ですが、真ん中の段が75万社、利益計上法人になります。全法人に対して約30パーセントになります。利益計上法人数でも色が塗ってある法人が1億円以下になりますが、98パーセントを占めています。3段目が法人税額です。色を塗っている法人が1億円以下で、下にあるとおり34.89パーセントです。10億円以下まで合わせても約5割です。一方、1億超の法人は65.1パーセントという状況です。

3ページは、法人税額と税引き前利益の関係です。いわゆる課税ベースという資料で以前お配りしていましたが、それを少し発展的にいたしました。税引き前利益から始まり、課税所得に至るまでに様々な減算がありますが、その関係を法人税額ベースに直して示そうとしたものです。

この帯グラフの下に、税引き前当期利益に法人税率を乗じた推計額は16.2兆円程度と書いてありますが、ここから様々なものが減算され、課税所得に計算されて法人税率を掛けて10.4兆円という法人税の負担額が出てきます。

御覧いただくと一番大きいのが欠損金の繰越控除で、税額ベースに直すと2.3兆円です。それから受取配当益金不算入で1.4兆円、租特で1兆円、紫色が海外子会社配当の益金不算入で0.6兆円です。その他、これは地方税の損金算入や連結法人の赤字などがありますが、それが0.6兆円という状況です。

これをさらに個別の業態ごとに見たものが4ページです。同様に薄い水色の部分が法人税の負担額です。その他、黄色などそれぞれの色において、それぞれ兆円単位で、実税額でどの程度引かれているかが書かれています。これで業態別の法人税がどれくらい払われているか、あるいはどのような控除があるかが実額で分かると思います。

5ページは、4ページの業種別のものについて、税引き前利益に対して丸々税額を払ったら25.5パーセントになりますので、それに対して、どういったもので実際の税負担額が減算されているかを率に直したものです。全産業の法人税の負担率は税引き前利益に対して17.8パーセントとなっています。

全産業で見ると、受取配当あるいは欠損金の繰越控除が税負担を軽減する要素となっています。また、業態別にそれぞれの控除割合、影響などの効き方が違っているの

を御確認いただければと思います。受取配当等ですと、金融保険あるいは運輸通信などが大きく効いています。また、繰越控除ですと製造業あるいは金融保険業などが効いています。また、租税特別措置は、次回取り上げますが、御覧のような効き方になっています。本日議論いただくのは、この受取配当と欠損金の繰越控除です。

6 ページから「企業間の税負担のバランスの確保～欠損法人問題への対応～」です。

7 ページは、財務省でサンプルを調整し、過去7期の申告書について、税金を払っているか、払っていないかを確認して、それぞれを割合にしたものです。例えば7期欠損というのが7期で一度も税金を払っていない法人。1期所得有とは、7年のうち、いずれかの1期については所得が有り、納税していたものです。

全規模を御覧いただくと、7期欠損は44パーセントです。それぞれ資本金を1,000円以下、1,000万円超1億円以下及び1億円超の三つの階級に分けています。数でいうと資本金1,000万円以下、1,000万円超1億円以下で7期欠損が多くなっています。

一方、資本金1億円超も7期欠損が約11パーセントあります。1期所得有、2期所得有までで大体全体の4分の1ぐらいを占めている状況ですので、数としては中小法人が多くなっていますが、大法人でも税金を払っていない法人が10パーセントあるということです。

8 ページは、資本金別の欠損法人割合の推移で、全体の法人を、資本金2,000万円未満の法人、資本金2,000万円以上から1億円未満、それから1億円以上の法人の三つに分けました。御覧いただくと、青色が全規模の平均ですが、全体として2,000万未満の法人の数が多いので、赤色の折れ線グラフに青色が近づいており、数の影響としては2,000万円未満が大きくなります。

一方、紫色の1億円以上の法人について、足元平成23年から24年にかけて47.3から36.7パーセントと落ちていますが、これは平成23年度改正において、大法人は繰越欠損金の控除制限を所得の100パーセントから所得の8割までに制限し、所得の2割については税率を掛けて税額が発生することになったので、その改正の影響で黒字法人割合が増えて欠損法人割合が減っています。

御覧いただくと、中小法人は確かに多いのですが、一方で黄緑色の法人あるいは紫色の法人も、過去からの推移を御覧いただくと、同じ調子で上がってきています。したがって、中小法人だけの傾向というよりは、全体の企業について赤字法人割合が増えていると言えると思います。

細かいところで恐縮ですが、平成15年、16年辺りの黄緑色と紫色を御覧ください。それまで1億円以上の法人の方が欠損法人は多かったのですが、ここで資本金2,000万円以上1億円未満の法人が逆転して若干増えてきています。

参考資料の21ページに企業所得の推移を付けています。この間、リーマンショック前ですので、平成15年から19年まで企業所得は上昇を続けています。この中で1億円以上の法人は、赤字法人割合が減っています。その下のクラスは、横ばいあるいは増

えています。上の方の2,000万円未満についても大体横ばいぐらいなので、これがどのようなことを意味しているのか分析しておこうと思っています。

9ページは、資本金階級別にもう少しブレイクダウンした資料です。大きな傾向は真ん中の資本金10億円以下と資本金1億円以下のところで分かれています。資本金10億円以下のところがいわゆる大法人になるので、そこから下は、平成23年度まで利益計上法人割合が概ね50パーセント台だったのが70パーセントぐらいになっているということです。一方、それでも3割ぐらいは赤字法人があるということです。

また、一番下の連結法人ですが、ここは5割ぐらいが赤字法人になっています。上の方を御覧いただくと、中小法人で7割ぐらいが赤字法人になっています。数でいうと、そのような意味では中小法人の影響があります。一方、次ページ以降で、金額という意味では大法人の影響も大きいところを御覧いただきたいと思います。

10ページは現行制度ですので省略させていただきます。

11ページの円グラフを御覧ください。青色が法人税を納税している法人で、全体の27.3パーセント、税金を払っていない法人は二つに分かれています。一つは、所得はありますが、繰越欠損金の控除により所得がゼロとなって、税金を払っていない法人で、赤色の76万社で全体の3割です。もう一つは、当期が赤字という法人で、全体の45パーセントです。これは繰越欠損金の控除が、納税者・納税法人に対する影響を御覧いただくために示している資料です。

12ページは平成24年度に控除した繰越欠損金の額について、どのような資本階級の法人が、どの程度のウェートを占めているか。あるいは業種別でどのような分布になっているかを示しています。

左側の円を御覧いただくと、左下の紫色が10億円以下で、大体左側の半円が1億円以上プラス連結法人ですので、控除額という意味では大法人と中小法人が半々という状況です。業種別は御覧いただければと思います。

13ページは繰越欠損金の累積額、ストックの額です。ですから、今後の予備軍ということになります。左側の円グラフを御覧いただくと、左の半円の方は、連結法人から紫に至るまでが大法人ですので、概ね5、6割が繰越欠損金予備軍の大法人がいるということです。

14ページは国際比較になります。真ん中の段が端的にいうと欠損法人の数及び割合になります。傾向としては日本が7割、アメリカ、イギリス、ドイツが5割前後という状況です。全法人合計のところでは日本は273万社、アメリカは580万社ということで、日本では法人課税になるのですが、アメリカではパス・スルーで個人所得課税になっているS法人をここに入れてあります。S法人と普通の法人税を納税している法人の所得階級別あるいは資産階級別の分布はほぼ同じになります。法人によってS法人を選択する、あるいは法人税を納税する、選択するのは自由ですので、基本的に日本で法人税を納めている法人と同等と考えています。

参考に、GDP 1兆円当たりあるいは人口10万人当たりの法人数を示しています。日本についてそれぞれ御覧いただくと、各国と比べて突出して多いとも少ないとも言えない状況だと考えています。

15ページは、各国の欠損金の繰越控除制度の国際比較です。日本についてももう一度確認すると、繰越期間が大法人、中小法人ともに9年ですが、大法人は控除制限として、その年の所得の80パーセントまで控除できる制度になっています。

ドイツの控除制限を御覧いただくと、ドイツはちょうど2004年、課税ベースの拡大の議論の一環として、所得の60パーセントまでに控除を制限するという制度を入れています。ただ、所得の100万ユーロまでは全額できるという制度です。

その右、フランスを御覧いただくと、ドイツの後を追って、所得の50パーセントまでに控除を制限しました。ただ、ドイツ同様、100万ユーロまでは全額控除するという制度を入れています。

アメリカには代替ミニマム税というものがあります。その計算において繰越控除を制限する仕組みが入っています。

1ページ飛んで、17ページでは、アメリカの代替ミニマム税について書いています。上の段が通常の法人税額の計算で総所得から損金を引いて課税所得が出て、課税所得に税率を掛けます。代替ミニマム税の場合は、次回の租特の回で本格的に扱おうと思っていますが、いわゆる租税優遇項目などをこの課税所得に加算して、代替ミニマム課税所得を作ります。繰越欠損金はその90パーセントまでしか使えないという制度なので、アメリカでも控除制限が入っているという状況です。

1ページお戻りください。16ページは、欠損金の繰越控除の適用実態の国際比較です。毎年かなり動きの振れがあるので経年で示しています。また、それぞれ世界的な景気の変動に応じて数字が大きくなるので、2006、2007、2008とそれぞれ縦で御覧いただくのが一番良いと思います。縦で御覧いただくと、日本はこの大体の年で、アメリカ、イギリス等より大分大きくなっています。これは何かというと、課税所得プラス繰越欠損金の控除額を足して、それを分母にして欠損金の控除を分子にしたのが欠損金の控除割合になります。日本はかなり大きい数字となっています。

2012年に、大法人に80パーセントまでの控除制限を入れたので、控除割合自体も2011年に比べると減っています。ただ、それでも例えばアメリカ、2010年との比較ですが、4パーセントほど差が開いています。これがどれほどのインパクトかというと、分母になる繰越欠損金控除外課税所得は大体50兆円ですので、4パーセント違うと日本円に直すと2兆円ほど控除額が大きいということを意味しています。

18ページは、以上をまとめたものです。先ほどの論点で示した部分もありますが、経緯と現状は、ただいま申し上げた話を文章に整理しています。

見直しの視点、一つ目の丸は先ほどの論点で申し上げたので省略させていただきます。二つ目の丸、こうした見直しが、成長企業への税負担の偏りの是正につながって

いくのではないか。三つ目の丸で、成長戦略の観点からは非効率事業からの撤退、収益力の高い事業への投資を促していく必要があるが、本制度が非効率事業の継続を容易にしたり、あるいは非収益事業を温存するインセンティブとなったりすることのないよう、見直しを行うべきではないかと考えています。

先般の第1回法人課税DGで、富山特別委員から、地域密着型の企業は収益力が少ないのでスマート・レギュレーションという考え方も採れるのではないかと御提言がありましたので、そういったことを参考にさせていただいています。

なお、先ほどの論点の紙に戻っていただき、2ポツのところの二つ目の矢羽で帳簿保存期間の話をしました。これはなぜかという、日本では繰越期間と帳簿保存期間と更正期間とを合わせています。平成23年の改正で7年から9年に延ばした時も、帳簿保存期間と更正期間も同様に9年に延ばしています。帳簿保存期間は納税者に御負担いただく話になります。これはヨーロッパの国と違い、立証責任が当局側にあるので、それと整合性を取るために同一の期間となっていると補足させていただきます。

続いて、受取配当について御説明します。20ページは、現行制度並びに国際比較です。日本の現行制度では、いわゆる持株割合が25パーセント以上の子会社から受け取る配当は、全額を益金不算入とし、25パーセント未満の株式に係る配当等については50パーセントを益金不算入とする制度です。

各国において区々の制度になっています。例えばアメリカだと三段階に分かれており、いま申し上げた100パーセント益金不算入が持株比率80パーセント以上で、それ以下二段階になっています。イギリス、ドイツとそれぞれ益金不算入となっています。フランスでは、逆に0から5パーセント未満については全額益金に算入する、益金不算入割合0パーセントとなっています。これはフランスでは、もともと全額益金算入する考え方があったところ、子会社から受け取る一部の配当を免税するため持株比率要件を設けたということで、原則はもともと益金算入だったということでこのようになっていると承知しています。

21ページは、それぞれ受取配当の現在の実態です。これは資本階級別並びに業種別で益金不算入額の状況です。それぞれ資本階級別で御覧いただくと、100億円超プラス連結法人で全体の87パーセントを占めています。1億円以上になると9割以上です。右側の業種別を御覧いただくと、製造業、また金融で大きくなっています。

22ページは、我が国における一つ境目になります、25パーセント未満の保有株式の配当の益金不算入額の状況です。左側の資本金階級別を御覧のとおり、紫色の1億円超で全体の90パーセントを占めている状況です。右側を御覧のとおり、業種別では金融機関が多くなっています。

23ページ、昭和61年の政府税調答申で考え方が整理されています。三つ目のパラグラフを御覧ください。

このような問題に関しては、親子会社間の配当のように、企業支配的な関係に基づ

くいわば同一企業の内部取引と考えられるものについては、仮にこれに課税すると、事業を子会社形態で営むよりも事業部門の拡張や支店の設置等による方が税制上有利となり、法人間の垂直統合を促すことになる等、企業の経営形態の選択に対して法人税制が非中立的な効果を持つという弊害が生じるおそれがある。これに対し、このような関係を有しない法人の株式は一種の投資物件という性格があり、また、企業の資産選択の実態等を踏まえると、法人が投資対象として保有する株式に対する配当についてまで益金不算入という取扱いをしなくてもよいのではないかと考えられる、という事で、二つに分けて考えるという整理がされています。

24ページは、以上を踏まえての考え方です。上の段は経緯と現状です。下の段ですが、企業の経営形態の選択に影響を与える程度の支配関係の維持等を目的とする株式等については、仮にその配当収益を課税対象とすれば、企業グループの構成に税制が影響を及ぼすおそれがある。他方、それ以外の株式等の保有は資産運用と考えられ、その収益の一部を非課税とする現行制度により、預金、債券等による他の資産運用手段との関係において、課税の中立性が損なわれているのではないか。また、成長戦略の観点から、収益力向上のための成長投資を促していく必要がある中、少なくとも事業と資産運用との間の投資選択に税制が影響を与えないよう、課税の均衡を確保する必要があるのではないか。

以上が見直しの視点です。

#### ○大田座長

ありがとうございました。今の御説明にコメント、質問がある方は、それぞれの発言の中でしていただくことにして、早速1枚紙の論点の2と3に入ります。

前半で欠損金の繰越控除制度について御議論いただき、後半で受取配当の益金不算入制度について御議論いただきます。

今日から各論ですので、言いつ放しで終わるのではなく、なるべく意見のやりとりをしたいと思います。そこで、大変恐縮ですが、1回の御発言を1分以内に留めていただければと思います。

まず、御発言のある方はプレートを立ててください。どなたかの御発言に対して即座に何かを言いたいという方は、声と手を両方挙げていただければと思います。事務局からも何かその点について急ぎ説明したいということがあれば手を挙げてください。

では、まず、欠損金の繰越控除制度について、繰越期間と繰越限度額とありますが、これがどうあればいいのかということで御意見いただきたいと思います。

まず、佐々木特別委員からどうぞ。

#### ○佐々木特別委員

お話を聞いていると、欠損金そのものが非常に良からぬものであるという雰囲気もあります。我々、企業が永続的に事業を進めていく上では、リーマンショックがあったり、様々なサイクリックなものが結構あったりするわけで、やむを得ず赤字にな

ってしまう年もあるということだとまず御理解いただきたい。そのような特性を鑑みて、いずれの国でも繰越控除そのものは存在するわけで、先進国の中でも欧州主要国の無期限、それから先ほど説明いただいた米国の20年に比べて日本の9年は繰越期間として非常に短いのではないかと。ここは誰でも理解ができると思います。

先ほど欠損法人の数の話が十分出ていて、70パーセントという数字が取り沙汰されていますが、その原因の一つと見られるのは、財務省の資料で課税されない米国のS法人の御説明がありましたが、本来はアップル・トゥ・アップルで説明をすればこれを含めないのが妥当だと思いますので、それを外して比較してみると、GDP比で米国より4、5倍も多い日本の課税対象法人数が浮き彫りになると思います。これは、主因はもちろん法人成りなのですが、この法人成り及びタックス・プランニングを放置したまま欠損法人割合が70パーセントの指摘というのは妥当ではなく、やはり本来税制をきちんと改正してからそのようなものは議論すべきだと思います。

財務省の資料にあるように、リーマンショックから立ち直り途上の平成24年度の資本金1億円以上の大法人の欠損法人割合は約30パーセントと回復しています。全法人の中で30パーセントの利益計上法人、これが約9兆円の法人税を負担しているのが現状ですが、平成24年度の実績では、全法人の1パーセントに満たない利益計上・大法人が、法人税額の65パーセント近くを負担すると資料の中では説明いただいています。

これらのグローバルに活動している企業の国際競争力をいかに強化していくか、これが成長戦略として必須なわけです。また欠損法人でも固定資産税、事業所税、住民税均等割など、このように負担すべき税が非常に多いことは忘れてならないと思います。例えば2013年3月期の欠損額が8,078億円のA社は税金として665億円払っています。欠損額が5,463億円のB社、これは757億円の税金をきちんと払っています。欠損金が1,705億円のC社に至っては4,615億円の法人諸税を支払っていることをきちんと認識すべきで、今年度に至っては8.7兆円の法人税収予算に対して10兆円を越すような増収が予想されていることもしっかりカウントに入れるべきだと思います。現行80パーセントである繰越控除額の使用制限は、米、英、韓国などの無制限には見劣りするものの、期間延長とセットで全体の面積がプラスになるということであれば議論の可能性はあるのではないかと考えます。それでも平成23年度の100パーセントから80パーセントへの繰越制限改正時では約1,800億円の増収になるということも念頭に置いて検討していただきたいと思います。

#### ○大田座長

ありがとうございます。では、土居委員、どうぞ。

#### ○土居委員

私自身、前回も申し上げたように、税率を引き下げるといふまたとない議論の機会ですので、税率をいかに引き下げるために様々な代替財源を含めて考えるかを議論する必要があります。先ほど事務局から説明があったように、欠損金の繰越控除

は相当大きな規模がありますので、そこに何らかの手をうまく入れて法人税の減税の実現に向けて取組みを何か進められればよいと思います。

ただ、気になったのは、議論の風向きが、欠損法人は税を納めていないという印象を植え付けることは止めた方が良いでしょう。税が納められなかったこともあるわけで、税を納めないイコール悪ではないことは明確にしておく必要があると思います。

さはさりながら、今は低金利で必ずしも高収益を上げなくても企業が永続できるなど、先ほど事務局から説明があったように、7期連続で欠損法人になっている企業が相当数有るところからすると、成長を促す意味でもゾンビ企業はやはり生き延びてもらってはいけないということは必要で、もし、欠損金の繰越控除がゾンビ企業を生き延ばせることを手助けしているのであれば、これはやはり控除制限をもう少し厳しくする。その代わりに、国際水準にみて控除期間が短いことは、きちんと国際的に合わせていくような方向で、改めて、まさに決して欠損金の繰越控除はゴーイング・コンサーンである企業を考えれば、その制度自体はきちんと存在意義を認めるが、今のこの低金利の世の中では、ゾンビ企業を生き残らせないというところの成長促進という配慮で控除制限をすることはあり得ることだと思います。

#### ○大田座長

ありがとうございます。では、古賀特別委員、お願いします。

#### ○古賀特別委員

先回、欠席をして大変申し訳ありませんでした。1分以内に収めたいと思いますので、もう終わった話で叱られるかも分かりませんが、法人税引下げに対しては、国民の負担との関係、財政規律との関係、あるいは企業の国際競争力やその具体策が本当に法人税引下げだけなのかという関係において、極めて慎重に議論をする必要があると思います。そうしないと、国民の納得性はとれないと思いますし、見直しに当たっては、可能な限り法人税の枠内における税制中立にこだわっていく、そういった視点での議論が必要だと思います。

その上で、繰越欠損金控除制度の見直しですが、本制度に制限を設けながら税収の安定化を図ることは極めて重要なこと、検討すべきことだと思います。具体的には、欠損金の繰越控除について、控除可能な額の制限を現在より引き下げること。また、控除期間を延長することが必要ではないかと思います。引き下げる程度あるいは延長する期間は、しばらく様々な諸外国との関係も含めて議論をしていく、そのように収束を図るべきだと思います。

#### ○大田座長

ありがとうございます。田中特別委員、お願いします。

#### ○田中特別委員

提出書類を御覧ください。資料の法D2-6の2枚目の図ですが、土居委員も言われるとおり、欠損法人が悪なのかというような議論がずっと続いています。まず企業が

国民負担に対してどのような役割をしているのかを、もう一度認識していただきたいと思います。

国民負担率について、以前出した資料の内訳が出ていますが、その部分を企業がどのように負っているのかを図示したものです。法人所得税は議論のとおりですが、それ以外に雇用を通じて社会保障負担をしていて、個人所得税の6割近くも源泉は企業にあるわけですから、企業活動として、赤字であろうと赤字でなかろうと、先ほど佐々木委員も言われたとおり、所得に関わらない負担、雇用を通じての負担が非常に大きいということを認識すべきだと思います。

かつての右肩上がりの時代のように、仕事と雇用が幾らでもある状況で所得税をどうしようかという議論とは違って、ここは確実に所得税をどうしようか、企業の効率化をどうしようかということと、雇用がどうなるのかというのがリンクしている話なので、その両方から必ず見ていただきたいと思います。

今、その中で中小企業の持っている雇用に対する負担もかなり重く、この状況の中で雇用が減っていないのです。就業率が増えている状況の中で、企業としては、労働負担率は多くなり、収益も少なくなっているというのは当然のことだと思います。ですから、それをもって企業が国民の負担をとっていないという判断をするのは少し一方的ではないかと考えます。

その中で幾つか論点について確認したいことが書いてありますが、1分では説明しきれないので、今の欠損金、特に中小企業は、景気の変動を受けやすく、利益の回復スピードも非常に遅いので、デフレ下の経済停滞、リーマンショックで大きな傷を受けた中小企業にとって、7期連続赤字というのは不思議な話ではないと思います。そういった状況の中で回復をしているのか、雇用をどう抱えているかという尺度を持って、どのように考えていったらよいのかを考えていただきたいと思います。

#### ○大田座長

ありがとうございます。

今、中小法人の話が出ましたが、これからの議論の中で併せて御議論いただきたいのは、資料15ページに欠損金の繰越控除制度の国際比較がありますが、日本の場合は資本金1億円以下の中小法人と大法人を分けて、中小法人は全額控除になっています。ドイツ、フランスは、大法人と中小法人を分けずに、所得が100万ユーロまでは全額。これは大法人であろうが、中小法人であろうが、控除されるという、このような二つのどちらがよいのかというのもまた御議論いただければと思います。

では、宮崎委員、お願いします。

#### ○宮崎委員

前回、富山特別委員の発表にあったように、グローバル企業と地域密着型の中小、中堅企業が抱えている問題は質的に違うと思いますので、分けて考えるべきでしょう。その際どこで線を引くか、二つか、三つかどのようなカテゴリーかというのは課題ですが。それ

で、地域密着型企业で何が起きているかを大学の方から見ると、少し違う角度からの話になりますが、ひところ高校生の中間・期末試験の時期になると、大学のキャンパスから学生の姿が消えました。何をしているのか。高校生がバイトを休むので、代わりに昔とったきねづかの大学生がシフトで入るのです。地域経済を誰が支えているかがよく見える構図です。では、大学生はどこでバイトをするかというところ、もっと深い時間帯の居酒屋や遊興施設など、そういったところであるのがリーマンショック前までの姿でした。

最近何が起こったかというところ、少子化が進んできて、いわゆる全入時代を迎えると、高校生がバイトを休んで勉強しなくても、大学に行かれる時代が来てしまったので、休みません。すると、高校の期末試験の時期に、大学生はキャンパスにいます。本来のアルバイトを真面目に続けるものですから、3年も働くと居酒屋の店長になります。店長になると、給料は良いし、部下はたくさんいるし、辛い就活をして正規雇用の新入社員になると、逆に給料が減り、部下もいない。目先のことで待遇を考えると、バイトの店長の方がいい。だんだんそのような傾向が強まっています。

一方、それでは、グローバル企業では何が起きているかというところ、そのような若者の質の低下に呼応していると思いますが、採用のときに、国籍を問わない企業が増えてきました。つまり、日本人であろうが、なかろうが、優秀な人材を採ることになると、もう企業の国際競争力もそうですが、日本の若者の競争力自体もかなり低下していて、この質の保証は、中教審などでも大変重大な課題になっているところなんです。

そういったことを見ていくと、欠損法人の多くを占める中小、中堅企業とか、地域密着型企业とかが地域社会を支える主権在民の市民の意識として、どのような立場をとるのか、税の公平性とか、社会に対するスタンスというときに、払わない法人があるという状況は是正すべきではないかと私は思っています。それは、一人一人の意識の改革の問題でもありますし、市民社会とは何かという、この国をどうしていきたいのかという大きなところに関わる問題だと思っておりますので、目先の額の多寡ではありません。広く薄く負担しながら社会を支え、意識として、この国が何を目指すかというところ、あるいは若者をどう育てていくのかをデザインできる税制のあり方をゼロクリアから考えるべきではないかと思っております。

そのような意味では、繰越欠損の制度では、企業のせつかくの競争力を削ぐようなことはすべきではないですから、制度は制度でもう少し充実させることにして、それとは別に納めない企業があるような状況を改善する努力、少なくとも数字の上で7割、先ほど大企業で大きな欠損がありながらも税を納めているというお話もありましたが、払わない企業があるという事態を是正する、このような改革をしていただければと思います。

#### ○大田座長

ありがとうございます。それでは、上西特別委員、お願いします。

#### ○上西特別委員

中小法人の現状認識は、田中特別委員が発言されたものと同一です。

欠損金の繰越控除の基本的な考え方は、課税の便宜上、人為的に区切っている年度を規律しているわけですので、本来 100 パーセント控除すべきというのが基本だと考えます。ただ、どうしても課税ベースの拡大が必要であることを前提とするのであれば、控除割合と年数で面積が一定または増加することは一つの選択肢ではないかと、やむをえず、そう考えています。ただし、年数を増やすことについて、立証責任は課税庁にあるとは言うものの、帳簿の保存義務は各企業にあることも同時にお考えいただきたいと思います。

そして、座長から 15 ページの考え方、何か意見はあるかというお話については、仮に所得の 80 パーセントの水準が、賛成しているわけではありませんが、仮に 50 パーセントとなった場合を想定すると、1 億円基準だけで足りるのか。地域の雇用を中心的に支えているのが、いわゆる中堅企業で、1 億円のほかにもう一つ別の仕切りがあってもよいのでは。例えば 5 億円や 10 億円というのも一つの検討課題ではないかと思えます。

ただ、資本金が企業の規模を表す指標として常に成り立つかという点、そうではない時代に来ていると思えます。一律にドイツ、フランスのように、1 億円ないし 1.5 億円ぐらいは、全額損金算入する方が、これからの流れではないかという気がします。

#### ○大田座長

上西特別委員、面積を仮に一定としたときに、繰越期間を延ばすのか、控除限度額を上げるのか、どちらが望ましいとお考えでしょうか。

#### ○上西特別委員

控除割合が 80、繰越期間が 9 で、面積が 720 になっています。仮に控除割合が 60 になれば、繰越期間が 12 になると面積が一致することになります。

#### ○大田座長

横を延ばした方が良いということでしょうか。

#### ○上西特別委員

良いというわけではありません。仮に、延ばすのであれば、当然、面積は一定もしくは面積を増やすべきです。先ほどの佐々木特別委員に賛成しますが、繰越期間を延ばすことは、帳簿保存期間も増えるという事務負担も併せて検討する必要があります。

#### ○大田座長

分かりました。ありがとうございます。では、佐藤委員、お願いします。

#### ○佐藤委員

少し具体的イメージを持って議論した方が良く思うので、幾つか事務局にメニューを出してほしいと思います。例えば、繰越欠損金はかなり残高がありますと、ただ、これはあくまで見通しですが、今後、景気が回復するときに、放っておくとどの程度減るのかと。この問題は、一体どれくらい量的に深刻に捉えるべきなのかは、時間軸も入れて考えなければいけないし、先ほどの 60 パーセントで 12 年などいろいろ出ていますが、面積を一定として、それぞれのケースで、平年ベースでどの程度の財源が出てくるのか、これは、やはり幾つかのケースを見せてもらわないと、何とも議論ができないと思います。

それから、やはり理念的な問題と実務的な問題があって、理屈上は、企業はゴーイング・コンサーンなので、やはりある程度、繰越欠損金の繰越期間を延ばした方が良くはありますが、他方では帳簿の保存事務の話があるので、実務的な観点から、例えば、企業の規模であれ、売上高であれ、その繰越期間と控除制限は決めていかなければいけないと思うので、そこは単に一律にやるべきことではないかと思えます。

#### ○大田座長

ありがとうございます。では、翁委員。

#### ○翁委員

今、佐藤委員からもありましたが、企業はゴーイング・コンサーンの存在ですので、ここに書いてあるように、長期間での税負担の平準化は、それなりの意味がある制度だと思いますし、特に初期投資の大きい企業や、再生したいと思っている企業には、こういった制度がインセンティブにもなるので、成長戦略上、重要な意味を持っていると思います。

一方で、それ以外の税金対策として赤字にしている企業や、非効率が温存されているというような懸念があるような企業に関して、こういった対策をどう採っていくのかが基本的に重要で、そこに関しては、やはり控除の制限をやや強めることを長期化と一体として議論していくことが必要ではないかと思えます。

12 ページ、13 ページで様々な業種がありましたが、これは、そういった成長に資する再生、または初期投資の大きい企業などがどういった分布になっているのかは、少し分かりにくいので、ここがもう少し分析できれば良いかと思えます。

9 ページで、8 割の控除制限になったことに伴って欠損法人割合が減少したというお話がありましたが、もう少し具体的なエビデンスがそこで分かってくると、より効果が分かると思えます。

#### ○大田座長

では、小幡特別委員、お願いします。

#### ○小幡特別委員

今、ちょうど3月31日で、世の中が増税、増税と踊っていて、余り気分が良くないのですが、そのような中で税調が法人税の問題を取り上げていて、例えば、法人税は減税を考えるとといった話が前から出ていますが、国民の意識からすると、消費税増税という中で法人税について考えるというのは、逆に軽くすることだから良いと思ってくださるかもしれませんが、他方で、現状、法人税の3割の黒字企業に、偏っているので、その方々の税率を下げるのかと捉えられると、いろいろ考える方もいらっしゃる状況だと思います。

そうすると、やはり、先ほどから議論しているように、法人税について、日本がこれからのように考えていくかという構造を変えていくという視点で捉える必要がより強いのかなと思います。私は、やはり欠損金繰越控除の問題は、何とかしなければいけないのかなと、税率を下げることを例えば前提にした場合に、欠損金繰越控除の制度は考えなければいけないのではないかと思えます。

それで、外国との国際比較、例えば、運用実態、16 ページです。日本は非常に控除割合が高く出ているのは確かで、他方、無制限の国もあると、それはそうなのですが、日本は7年を9年にした。やはり、先ほど帳簿の保存の事務コストという話もありましたが、立証責任は技術的な問題だと思いますが、そんなに長いのは、なかなか大変ではないかというのが、徴税の実務、それから、企業の方にもそういった負担はあるのかなと思います。

ですから、9年をさらに延ばすということは、なかなか難しいのではないかという気がします。本来の姿、もちろん事業によっては非常に初期投資が多いところがあることは承知しており、そのようなところには本来はと思うのですが、では、期間をどのぐらいにすればよいのかは、なかなか難しい話かと思っています。

それで、80 パーセントにしたところで、少し割合が減ってきたというのもあり、先ほど申したように、法人税の税率を下げている中で、この80 パーセントも、もう少し細かく刻みを入れてということもあろうかと思いますが、やはりこのパーセントも少し下げている方向にせざるを得ないのかなという感じを持っています。

#### ○大田座長

ありがとうございます。では、野坂委員。

#### ○野坂委員

ありがとうございます。資料の13 ページ、先ほど事務局が予備群と称された73兆円、この金額は、恐らくリーマンショックで相当積み上がったものが、最近は少し減ってきているのだと思いますが、いずれにしても、この規模が相当予備群として大きい、巨額であることを改めて認識する必要があると思うのです。

先ほど来、論点の中に出てきた企業にとって税負担の平準化を図るということをおっしゃっていました。一方で、裏側から言えばというか、表側かも分かりませんが、税の徴収という意味でも、しっかり73兆円の欠損金の部分について、平準化を図っていく、この重要性があると思うのです。

その上で、面積の話ですが、企業にとって税負担の平準化を図る、そして、また、税を年間2.3兆円にも上るものを、なるべく法人税収に与える影響を下げているのであれば、やはり80パーセントは下げる一方で、期間は9年より延ばすという面積の調整という形で企業の負担も、徴税も平準化を図っていくことは大事だと思います。それが、また国際的な標準にも沿いながら調整をしていく、そのような重要性があると思っています。

#### ○大田座長

ありがとうございます。では、赤井特別委員。

#### ○赤井特別委員

私も同様の意見ですが、この欠損金繰越控除の制度は、理論的に考えると、やはり税収の議論というよりは、企業行動に与える影響というあるべき姿で考える必要があつて、その場合には、できる限り見てあげることなので、税収を確保するよりも企業行動の方を重視すべきかと思いますが、税収の確保の点も考えると、できるとすれば、企業行動

への中立性の観点から、先ほど言われたように、面積を一定にして、繰越期間を引き延ばしながら所得制限を強めていくという形で、繰越期間のときには、控除の問題が出てくると思いますが、私は、この部分が詳しくないのですが、帳簿の問題について、その帳簿のコストが、実際どのぐらい引き延ばすとかかるのか、それが企業行動へ与える影響はどれほどなのか、最近の IT 化でコストは下がってこないのか。

それで、大企業が、特にこの長期間でのメリットを得ると思いますが、大企業では、そのようなところも、コストの効率化みたいのは進んでいないのか、その辺りが少し気になるのですが、もし、コストの面でメリットがあるのであれば、面積を一定にしながら延ばすのが、税収も確保しながら中立性を満たすという意味ではよいと思います。

この法人規模別の分離に関しては、やはりドイツやフランスのように、資本金というよりは、一定額までは全額にして、あとは全部掛けるようなのが良いと思います。

あとは、欠損法人があるのは望ましいのかということなので、欠損法人の社会的存在意義の観点からは、この欠損金の繰越制度よりも、その他外形標準など、そのようなもので、実際存在していれば社会的意義として払ってもらおうという、その他の法人諸税で税収を確保し、社会的に余り意味のない企業には出ていっていただくという方針が良いと思います。

#### ○大田座長

ありがとうございます。田近委員、お願いします。

#### ○田近委員

二点、欠損法人についてどう考えるか。それから、この税調でどのような対策を考えるかということで、財務省の資料の 2 ページですが、資本階級別法人数、利益計上法人数、法人税額、普通、これを見ると、全法人が 250 万社あって、資本金 100 万円以下、500 万円以下を足すと、1,000 万以下を足してもよいのですが、大体 1,000 万円まで足すと 200 万社ぐらいあります。そのうち、利益計上法人が見ていくと少ないではないかと、それから、税収に至っては、もっと少ないと、何だこれはという議論があるのですが、私が言いたいのは、ここの場で、中小というか零細法人がなぜ法人成りしているのかという問題をしっかり、やはり全員の理解を共有した方が良いという点です。

それで、やはり家族企業等が法人成りして、そこで給与をもらって、給与所得控除を使い、社会保険料控除も使うと、そういった形で合法的に赤字になっている企業が多いと私はと思いますが、それを正すのは、もちろん、そのような法人に対して決めつけで課税を強化する、一人オーナーの会社の課税を強化するなどありますが、本質的には、給与所得控除をどうすればよいかと、つまり、非常に中小、零細な、構造的に赤字になっている問題をどう考えるかは、一つ別立てで考えるべきだというのが、私の最初の主張です。

それに関して、今回、アメリカの S 法人を、先ほど佐々木特別委員でしたか、アメリカの企業の中に入れて、ドイツの方は人的会社を、もちろん入っていないのですが、これは間違えたら教えていただきたいし、中里会長の専門かもしれませんが、S 法人は、要するにパス・スルーというか、法人で、中小企業が法人で登録してもよいし、あるいは S 法人

にしていい。S法人のときには、企業利益と個人利益を合算して掛ける。それで、有名な議論があって、S法人があって、個人の限界税率が法人より高ければ、法人の方は赤字にして、個人の方が税率高いですから、それを合算してしまうということもできるわけで、そのS法人をここで入れることは、余り合理的ではないと思います。

同時に、S法人も、アメリカの中小企業がどのような、日本の法人成りではありませんが、税対策をしているのかというところで、中小、資本金を幾らにするかはありますが、1,000万、5,000万以下のような企業に対する欠損法人の問題で全体を振り回すのは、議論の全体の像から見てもいかなものかだと思います。

もう一点は、大規模法人の方はどう考えるのかですが、現行、9年8割となっていますが、それを特段見直す必要は、私はないと思います。ただ、税込確保ということで様々な議論を進めていく中で、先ほどから出ているように、9年8割を、面積を同じようにして変えていくと、それによって、当初税収が上がるというならば、それは、今回の我々の議論の一つの選択としてはあり得るかなと思います。

ただ、既に出ているように、いわゆる大企業に対して、これが悪い制度だとか、制度が不足しているとか、そのような問題ではありません。したがって、二つの問題があるのではないかと思います。

#### ○大田座長

法人成りの問題は、また別途議論の機会を設けますので、S法人については、そのとき事務局からも御説明をもらいます。

では、吉川（洋）委員、お願いします。

#### ○吉川（洋）委員

二点あります。一点目は、欠損、マイナスの利潤を経済学の理論の世界でどのように考えているかですが、抽象的な経済学の理論の世界では企業活動をどのように評価するか、その意義は、消費者個人の効用をどれくらい上げているか、難しく言えば、限界的にということかもしれませんが、どれだけ消費者個人の効用を引き上げているかという、そのメジャーこそが企業の利潤になるのです。ですから、マイナスの利潤、欠損は、その企業活動が経済全体での個人あるいは消費者の効用を下げていることになります。もちろん、これは1、2年欠損が出ることは、今、お話ししたこととは別の次元の話ですから、景気循環の中で、1、2年欠損が出ることは、今、お話ししたことの限りではないということです。

二点目は、法人税率を下げるということ、これは政府としては中長期的な財政再建のシナリオとどのように整合性をもって考えるのか、この2020年の財政再建目標は、御承知のとおり、内閣府の試算でも、消費税率を10パーセントに上げて、あるいは経済が活性化しても達成できないとなっています。ですから、この点をどのように考えるか。

結論的に言えば、古賀特別委員が先ほど言われましたが、法人税率を下げるのであれば、法人税の世界で課税ベースを広げることを同時に考えるべきだと考えます。

## ○大田座長

ありがとうございます。それでは、土居委員、お願いします。

## ○土居委員

2 順目で申し訳ありません。先ほど、大田座長から話があり、私、申し上げませんでしたので、控除割合の話ですが、やはり大企業と二段階ではなくてもよいですが、中小企業との間での控除割合は、経営実態を踏まえながら議論をする必要があると思います。そのために、もし可能ならば、ぜひ事務局に資料の提出をお願いしたいのは、欠損金額階級別の企業数など、そういった形での分布を出していただきたいと思います。

実は、会社標本調査は、利益金額階級別の分布はありますが、それ以外の欠損法人は全て十把一絡げになっていて、欠損法人が幾らの欠損を出しているかの詳細は、残念ながら会社標本調査では分かりません。ひょっとすると、黒字、赤字ぎりぎりのところで赤字になった企業が多く存在して、そして、少し頑張れば黒字になるところが多いのか、それとも、大幅な赤字がずっと続いているのか、それは当然、これまでの議論の中で、控除割合をどの程度にするのが良いのかと対応して、数字として実感がよりわくものだと思います。ただ、集計が非常に大変だと察しますので、できる範囲でとは思います。

あと一点だけ、小幡特別委員が、先ほど、今日が3月31日という話で、私もそう思うのですが、消費税を上げる刹那で、法人減税の議論をしているのは、あたかも企業優遇、消費者冷遇と捉えるのは、私は断じて間違っていると、この場を借りて、ぜひ強く申し上げたい。そのような報道が、明日あったら、それは言語道断だと、政府税調は、そんな議論をするためにやっているわけではないと申し上げたいわけです。

やはり、法人減税を通じて経済を活性化して、その恩恵が国民に及ぶことを、どのようにしたらもたらせるかを考えているのであって、消費税は消費税で、社会保障の充実のためということであり、企業の法人課税は、経済活性化との関連など、ただ、一つだけ懸念すべきは、捕らぬたぬきと言いましょうか、自然増収を当て込んで、経済活性化の原因までも含めて税収が入ってくるのだから、その分、法人減税を大きくやってよいだろうというわけではなく、税収は、やはりきちんと地に足のついた財政健全化と整合的な形でやるべきだと思います。

## ○小幡特別委員

私も、そのような誤解を受けるといけないと、むしろ日本の行く末を考えて、法人税の構造改革をするのだと申し上げたかったということです。

## ○大田座長

では、佐藤委員。

## ○佐藤委員

まさに、我々がやろうとしているのは、法人税の構造改革であるというのは強いメッセージとして出すべきだと思います。

課税ベースの適正化の話と、財政的要請に伴う課税ベース拡大の議論は、素直に分けた

方が良くて、次回議論するであろう租税特別措置など、多分、この後の受取配当の話は、どちらかという、課税ベースの適正化絡みの議論ですし、今回の繰越欠損金の話は、正直に言えば、これは財政的要請の話であると素直に考えるべきであって、それは、やはり税負担を平準化したいのではなく、税収を平準化したいのだと思います。

ただ、先ほど付加価値の話がありましたが、企業の価値は、現在の付加価値ではなく、現在価値ですから、将来にわたってきちんと利益が上がっていればよく、それは企業からすれば、将来にわたって、きちんと返ってくるものが適正であれば問題はないわけで、財政的情勢としては、今年度と平年ベースで毎年入ってくる税収がある程度安定的であれば問題がないのですから、ある意味、そこのつじつま合わせで欠損金の繰越控除割合を抑える一方で、控除期間を延ばすという選択肢を我々はやっているの、そこの議論を余り混乱させると、何をしているのだろうという話になります。

また、先ほど土居委員も言われましたが、税収中立がどこまで前提である、その税収中立の枠の中で、私たちは、今、言った財政的要請に答えようとしているのだということがあります。ただ、法人税の枠の中にとどまるべきではないと、私は個人的に思います。

#### ○大田座長

田近委員、どうぞ。

#### ○田近委員

繰越欠損金は、割り切って言えば、財源問題だと、それは8割、9割はそうかもしれないのですが、この問題が何十年も延々と議論されて、法人税改革になると入口にどんと座っているのは、やはり日本の中小企業課税、法人成りをどう考えるかという問題があって、それはある意味でどこの国でも様々なことをやっているわけで、したがって、法人成りに関しての実態をここでどう考えるか、法人成りしている零細企業に対しての課税をきちんとどうかけるかという議論は、やはり別個でやらないと、それは我々のマインドが、法人税改革で経済を活性化するといっても、国民はなかなか納得しないだろうと思います。

したがって、佐藤委員たちに、別に反対ではありませんが、全体を見れば、やはり、なぜ多くの企業は税金を払っていないのかという日本の実態は議論しないといけません。

また、多くの方がもう既に言われているように、日本の法人税を下げた経済を活性化するというのは、ある意味で大きなゴールで議論しているのですが、一方で、それは財政健全化を同時に見ているのだと、たまたま景気が良くて税収が増えたら、それは法人税の減税原資だというのは、やはりこの税調のスタンスにはふさわしくないと思います。

#### ○大田座長

田中特別委員、お願いします。

#### ○田中特別委員

今のお話の中で、税金を払っていない企業がというお話ですが、私どもは、地方の中小、商店街に行ったときに、どのようなお話を伺うかという、大店舗や、そのチェーン店は動物だと、餌が集まるところに店を出して仕事ができる。でも、その地域の企業は植物で、

そこに根を張ってやっているのだと。こういった実情があることを認識すべきで、何かごまかしをしているのは、全てがそうではないということをやはりもう一度きちんと検証していただきたいと思います。

#### ○大田座長

ありがとうございます。新浪特別委員、佐々木特別委員にお話を伺いますが、今までの話で、欠損金の繰越控除は、私の気持ちでは財源対策のつもりではありません。企業の方に聞きますと、初期投資が多いところは長く損金算入できた方が良い、これは、前回、富山特別委員のお話の中でも、海外から来た企業にとっては長く控除できた方が良いのだということがあり、仮に面積を一定としたら、どのような形が企業行動として望ましいのか、伺いたいと思っていますので、新浪特別委員も佐々木特別委員も、その点、何かありましたら、お話しいただきたいと思います。

#### ○新浪特別委員

ありがとうございます。そもそも法人税を下げようというのは、国際的に見て、非常に高いという、そのような実態があるからだと思います。

そこで重要なのは、国際比較だと思いますが、私も腑に落ちないのは、何で大中小を比較するのかなど、資本金で差をつけるのは、他の国でもやっていることなのだろうか。あくまでも国際競争力、つまりグローバルの中においてFDIを上げ、そして、経済の活性化も、日本の国内企業がやれるということを考えると、まずまず、この資本金で何か比較して、全額100パーセントや、80パーセントというのは、私はむしろドイツやフランスのような形を採るべきではないかと思います。

つまり、グローバル・イコールフットィングが全ての大ルールであることが、今回法人税を下げる大きな前提ではないでしょうか。それでは、グローバル・イコールフットィングとは何なのだろうかという議論もすべきであって、そのとき、むしろ繰越期間が無制限であれば、いわゆる企業の競争条件が良くなる、そして、我が国の企業、また、FDIが増えていく、そのようなことを考えた場合、繰越期間は無期限だろうなと思います。

しかし、一方で法人税を下げることによって、控除制限を各国見ると、やはり、大中小、私などは佐々木特別委員の会社に比べれば小企業だと思っていますが、そのようなことを考えると、ここで分ける必要性がどこまであるのかと。そして、また、ドイツやフランス、また、他の国々を見た場合、本当に60、50、この辺の落としどころがどこなのかはきちんと見ていくべきだと思います。あえて言えば、所得の幾らまでというのはあってもよいと思いますが、控除制限はもっと下げていく、このような必然性があると思います。

#### ○大田座長

ありがとうございます。では、佐々木特別委員で、一応、この欠損金の話は終わりにしたいと思います。

#### ○佐々木特別委員

先ほど来のお話の中で、少し気になっているのは、法人税の中で全てを解決することに、

本当に拘泥していったら、この先、解決があるのかどうかだと思います。

今、新浪特別委員から話があったように、要するに海外と比べてイコールフットイングではないということを我々はしっかり理解した上で、他の税目や、本当は規制改革も含めて、トータルで国際競争力をどのようにつけていくか、そのような中長期的な成長戦略の一環として、この法人税減税を捉えていかないと、本当の意味での議論ができないと思います。

今回のアベノミクスの成果で、相応の好循環が見えてきて、賃金も相応に上がってきて、とにかくこの循環を止めないでやっていくためのワン・オブ・ゼムとしての法人税減税をしっかり捉えていかなければいけないと思います。

ただし、様々な議論が出ているように、やみくもに儲かるはずだからとか、成長するのだからとか、そういったことではなく、あるパラメーターを決めて、フォワード・ガイダンス的にうまくやれて、それが具体的に達成されたらどれぐらい減らせるのかを、本当は年度別にきちんと見ていく必要があります。また、予算の場合は、補正予算がありますが、補正減税だってあってもよいのです。今年の法人税予算 8.7 兆円から補正時には 10.1 兆円までいきましたが、全て補正で使われてしまいます。財政的なところも、本来は手当をしていかなければいけないことも含めて、全体的にバランスをとっていくことをどう考えるか。右か左か反対かではなく、やはり全体を見たときに、どの辺りが落としどころかを考えて、この先の議論をぜひやっていきたいと思います。

#### ○大田座長

発言時間の御協力ありがとうございました。事務局に幾つか宿題が出ていますので、次回以降をお願いします。

#### ○富安税制第三課長

資料の御質問等がありましたので、簡単に御説明します。

資料 14 ページで、いわゆる各国比較の法人数の話でお話がありました。

ドイツについて、人的会社を入れていないのは、これは欠損法人割合がとれず、統計上の制約ということで入れていません。それから、S 法人について、今度、資料を出させていただきますが、基本的に納税している C 法人と所得階級、資産階級別に構成割合で見て、ほぼ同様のウェイトですので、納税している法人ということで入れています。

12 ページですが、切り口として、欠損金控除の問題として、先ほどの 7 割が納税していないということで、数という意味では中小法人の数の問題になりますが、控除額という意味では、8 割制限をしても、大企業も、資本金階級別の、8.7 兆円の約 5 割の額を大法人が占めているので、控除額という意味では、大法人にも当てはまる話題です。

それから、参考資料も簡単に御説明しますと、9 ページで、これも法人成りのときに改めて御説明しますが、個人事業者数と法人事業者数の推移を示しています。端的に申し上げますと、個人事業者数はバブル崩壊以降、かなりの数の割合で減っています。一方、法人数は、最近横ばいで推移しているの、法人成りの顕著な影響等は見られないと思われま

す。

特に、一番下を御覧いただくと、オレンジ色で小さい数字があります。資本金 100 万円未満という表示がありますが、平成 18 年に、いわゆる資本金 1 円でも株式会社が設立できるようになりました。したがって、平成 18 年、19 年、20 年、21 年を御覧いただき、22 年のところで 10 万社になっています。10 万社ですが、全体の 260 万社との関係で御覧いただくと、その程度のウェートの話ということです。ただ、法人成りは法人成りとして、構成の問題等で課題だと思っているので、次回以降で取り上げたいと思います。

### ○大田座長

ありがとうございます。

これから欠損金の繰越しがどうなるのかというケース分けや、欠損金階級別企業分布といった要望も出ましたので、これはまた事務局と相談して、出せるものを出していきたいと思います。

では、これから30分間、受取配当の益金不算入について議論をします。佐々木特別委員、どうぞ。

### ○佐々木特別委員

受取配当金への課税は、様々な課税済みの所得の分配に対する課税になり、税理論としては二重課税になるので、その仕組みの整合性の確保が非常に重要だと思います。株式保有によって一定の支配、それから、影響力を持つことで事業展開をしながら配当で回収していくことは、資本主義下では当然の手法であり、25パーセント未満であっても他企業とのアライアンス確保のような事業展開はあるので、現行25パーセントで益金不算入の制限を区切る考え方は、我々経営をしている側としては非常に違和感があります。

また、イギリス、ドイツのように、出資比率に関わらず、益金不算入が認められている主要先進国と比べ、我が国はその率も含めて見劣りをしていると思います。このような点でも国際競争力という意味でのイコールフットィングの確保をどのようにしていくかを考えなければいけないと思います。

保険業界や商社といったところは、低い持株比率で広く投資をして、配当で回収すること自体を事業としています。そういった業界に対して、違う意味で別な配慮が本来は必要だと考えています。

それから、先ほど御説明いただいた財務省の資料の見直しの視点ですが、課税の中立性については受取側から見れば預金・債券の利子には課税される一方で、株式の配当は50パーセント益金不算入と、一見有利に見えますが、支払側から見ると預金・債券の利子は損金算入できる一方、株式配当は損金不算入となるため、全体的には株式は不利になるとも言えるので、そのようなことを考えて、見直しに当たっては、支払側、受取側の全体でも中立ということも念頭に入れたいと思いますので、ぜひそのような議論をお願いしたいと思います。

○大田座長

増井委員、どうぞ。

○増井委員

20ページのフランスの例について質問です。フランスだと5パーセント未満を持っているときはゼロで、50パーセント以上持っているときは95パーセントですが、これは外国の子会社から配当を受け取る場合でも同じかということです。日本は既に外国の子会社から受け取る場合とそうでない場合は区別していて、25パーセント未満の場合だったら結局、向こうでかかったもの、日本でかかるものがあり、法人税がダブルになるという制度を既に持っていますので、そのあたり内外の視点について教えていただければと思います。

○大田座長

事務局お願いします。

○富安税制第三課長

御質問の点については、内外同じになります。

○大田座長

増井委員、よろしいですか。それでは、佐藤委員。

○佐藤委員

多分、今の話にも関連すると思います。私も自分がこれをどう理解したらよいのか悩んでいますが、もちろん理屈としては同じ配当であっても、アクティブかパッシブかで区別することは一つの意味があると思いますが、もともと配当に関しては個人の株主のレベルでも二重課税問題があります。ですから、今、経済がグローバル化している中で、二重課税が一体どれくらい大事かは様々な議論がありますが、ただ、もし個人について配当税額控除のような形での二重課税問題に対する対応があるのであれば、もし受取配当も課税するのであれば、何らかの同じような措置をとるのか、ある種、割り切るのかは何か整理が要るかなと思います。個人株主と法人企業との間で議論が分かれてしまうと思います。今まで受取配当が全くなかった方が、むしろそちらは別のバイアスがあったと思うのですが、今度は大きな二重課税という別の大きな反対方向のバイアスが出てくるので、そこはまた頭の整理が要ると思いました。

○大田座長

ほかに御意見ございますか。吉川（洋）先生、どうぞ。

○吉川（洋）委員

受取配当そのものだけに関わる問題ではありませんが、受取配当の益金不算入をどうするかなど、先ほどの法人税率あるいは繰越欠損金、全てに関わることだと思いますが、一つの重要なポイントは企業が活性化することです。税法上、企業を応援する。それによって企業の活動が活性化して、もちろん日本経済全体も活性化するというストーリーですが、私もそれに正面から反対したいとは思いません。

しかし、法D2-2という参考資料の20ページ、法人の益金処分の内訳を見ると、平成10年、11年、法人税率37.5パーセントから30パーセントに引下げという、この辺りからむしろ企業の内部留保が顕著に増えているわけで、本来、我々が企業に期待するところは設備投資あるいはイノベーション、R&D、そういったことですが、この平成10年、11年、法人税率をかなり引き下げた後、日本企業の行動を見るとむしろ内部留保が、繰り返しになりますが、ものすごく増えています。もちろんこれは法人税率を下げたにもかかわらず、他の何かXという環境が変わったために、企業の行動が極めてディフェンシブになってしまったということは論理的にあり得ると私も思いますが、本当に税法上、企業を応援することで日本企業が活性化して、日本経済も活性化するのか。そうなってもらいたいと心の底から思っていて、私もこの税議論に正面から反対するわけではありませんが、若干不安も残るのが正直なところです。

#### ○大田座長

佐々木特別委員、どうぞ。

#### ○佐々木特別委員

内部留保議論はいつも必ず出てきて、直近でいくと304兆円の内部留保があると言っても、実際に現金で持っているのは168兆円です。その168兆円の中の101兆円を、250万社を超える資本金規模の小さい会社が持っていて、割り算すると基本的に1社あたり3,000万円から4,000万円しか持っていない。会社がそれぐらいの準備ができていなかったら、いつ潰れるか分からないという数字であると共に、全てを現金で持っているわけではないことと、もう一つは我々の企業でいくと1か月分の調達の費用の現金ぐらいしか持っていない。あとは設備投資など、様々な持ち方もあるので、内部留保をもう一回きちんと定義をして、内部留保をただ貯めているということではなく、きちんと様々な意味での統計も含めて本当は分類をしていただきたいと思います。

#### ○大田座長

吉川（洋）委員、どうぞ。

#### ○吉川（洋）委員

今の佐々木特別委員のコメントに対する直接のコメントなのですが、そのような議論ではないのです。この内部留保が全てお金で金庫に入っているとは誰も思っていないのです。そう思っている人がいれば、それは誤解です。ただ、これが示していることは、日本企業が設備投資などその他を内部留保の範囲内だけでやってきたということです。本当の企業家精神があれば、もっと設備投資をやって借入れをしてもよいはずですが、それがこのような範囲だったというのは、やはり活性化のサインにはならない。そういった議論です。

#### ○大田座長

内部留保議論は、新浪特別委員までで終えていただきたいと思います。

土居委員、どうぞ。

## ○土居委員

吉川（洋）委員の議論に違和感があるのは、設備投資をしないこと自体が悪いかどうかは、やはり企業行動からして結局まさにここで問題になっている投資有価証券に投資するのが良いのか、それとも自前の設備投資をして固定資産を持つことの方が良いのかという、まさに企業の収益をどちらで上げられるかの問題で、実際のところ90年代終わりから2000年代、この10年で結局、内部留保は250兆円ほど増えましたが、負債の返済で100兆円使って、投資有価証券の増加に150兆円ほど使ったのが実態なので、吉川（洋）委員が言われるように設備投資は余り増えていない結果ですが、別にここだけでは善し悪しを判断できず、その投資の結果として本当に良い経営ができたのか、より良い収益率を上げられたのかだと思います。その収益率が余り良くなかったとすると、これは企業経営、コーポレート・ガバナンスの問題なので資本、コストを考えると、もっと負債で調達すべきだったかは、私は必ずしも自明でないと思います。

それで一点だけ事務局にお伺いしたいのは、今まだ益金不算入の話になっているのですが、自社株買いをするという形でも、株主還元を企業は行えるわけですし、配当だけでなく自社株買いにする。自社株買いにした場合に株主だった企業が譲渡益を得ることになった場合、これは法人税法でどのようになっているのでしょうか。

## ○大田座長

事務局が調べている間に新浪委員、お願いします。

## ○新浪委員

吉川（洋）先生の言われることは大変そのとおりの部分があって、法人税のみでは必要条件であって必要十分ではないのです。レーガンの時もサッチャーの時も、徹底的な規制改革や緩和をやったわけで、合わせ技をやらないと法人税の議論は企業の活性等にはつながらない。しかし、必要条件であるということ認識をしていかなければいけないと思います。ですから、これから企業がお金を使うためには、この必要条件をできるだけたくさんクリアして、いかに必要十分まで持っていくか。そのためにはやはり規制改革という新しいビジネス・オポチュニティをつくっていくことが必要だと思います。

## ○大田座長

土居委員の質問については、岡村委員が御専門ですね。

## ○岡村委員

主税局からお答えいただいた方が良くかもしれませんが、今のはみなし配当という規定が効きますので、基本的には配当課税を受けることになると思います。

ついでに申し上げますが、本日の資料の23ページに、過去の税制調査会での考え方が出ています。一つの議論の手がかりにはした方が良く思うのですが、この第3パラグラフには、親子会社間の配当のように企業支配がある場合はということを考えますが、親子会社になるとこれは会社法では50パーセントですから、現在25パーセント

がどれだけの意味があるのかを考えると、一つのやり方としては50パーセントということが一つあり得るのかなというようにも思います。

二重課税の話は先ほどから出ていますが、これは配当について素直にやればそのとおりですが、しかしながら、やはり株式キャピタルゲインとして法人利益を実現する方法は、株主は常に持っています。それから、過小資本等によって利子の形をとることもできる。さらに個人の場合にもほとんどの配当は措置法の適用ですから、所得税法上の配当控除が適用される例が非常に少ないと思いますので、その辺りを考えても一つの手がかりはあるのかもしれない。

法人擬制説がこの税制調査会では割と主流派ではないかと思ひまして、私もそのような考え方には立っているのですが、ただ、これもよくよく考えていくと、現在、法人が権利義務の帰属主体だというように民事法上、司法上は考えられていて、この中で法人が様々なコストを負担したときには、それは法人がコストを負担していることまでは恐らく皆さんは否定されないでしょう。例えば法人が地代家賃を払えば、それは法人がコストとして支払ったことは恐らく否定されないでしょう。

そうすると、権利義務の帰属主体であるところの法人に対して課される法人税というもの、この法人税も一つの負担であり、これは何しろ金銭債務、これは中里会長が論文を書かれています、特殊な性質は付いていますが、まさに金銭債務の一つで、その部分だけについて二重負担といった問題が現在出てきているのです。

つまり法人擬制説ということは実は法人非擬制説というのでしょうか。税金のところだけはそれはコストではないと考え、地代家賃などの他のコストは法人が負担しているというように考えられると思うのですが、それはある種の妥協案といいますか、あるいはセカンドベストと言ってもよいかもしれません。

そう考えていくと法人税について、いたずらに二重課税を強調することも一つの立場かもしれませんが、コストという見方も一つ考えていく可能性が有るのではないかと。そのように考えてもここの親子会社間というところは、一つ線の引き方はできるだろうと思います。

#### ○大田座長

ありがとうございます。では田近委員、お願いします。

#### ○田近委員

内部留保の話は次回以降のテーマで触れないことにして、資料の20ページで受取配当の法人代替での課税をどう考えるか。岡村委員から、法人税は一つのコストなので二重課税にこだわらなくてもよいのではないかと。一つのコスト要因だという考えもあると思いますが、もう一つの考え方は、資本所得にどう課税するかという見方もあります。

資本所得は、法人段階で上がった所得が、最終的には法人は飲み食い、建物は飲み食いしませんから、基本的には個人に帰着したところで掛けるという議論に立てば、

実際に20ページの表はおもしろくて、イギリス、ドイツは流れとしてはそのような形であって、法人の段階では受取配当は課税しません。先ほど佐藤委員が言われたのもポイントで、ある会社の持株比率が5パーセントならば課税してもよいと言うが、それはまた会社が受け取って個人に行きますから、また二重課税が起きてしまうので、理屈としては実際に現実にイギリスやドイツではそのような制度をしている国もあります。したがって、それも資本所得に課税するという意味では理屈だろう。

ただ、この議論をやっていくときにまた岡村委員や増井委員のコメント、御意見が必要ですが、持株比率ゼロから25ならば益金不算入は5割で、25パーセント以上なら100パーセントだと、これはおおむね海外子会社の課税と呼応しています。そうすると、これをさらに広げていくとアクティブインカムとパッシブインカムの発想になります。ですから持株比率が25パーセント以下の企業から上がる配当は、これは経営に参加しているのではなく、ポートフォリオ・インベストメントなのだと。だからパッシブだから全額は認めないとなってきて、これは本気にやると大がかりな話になるのかなと思います。

ですからアクティブ、パッシブな所得に関しては課税の仕方を変えますというのが理屈だと。私の整理は、資本所得課税ということから考えれば、イギリス、ドイツが筋かなと思います。ただ、アクティブ、パッシブを考えれば、持株比率で受取配当の益金不算入比率を変えるのはやむを得ないと思います。そして、現実に日本は海外子会社からの配当の95パーセントの益金不算入をやっていますから、それが海外子会社の定義は持ち株25パーセントとすれば、何か変に符合していて、そうすると日本の現状も結果的には適当なところに来ているのではというのが意見です。

#### ○大田座長

赤井特別委員、どうぞ。

#### ○赤井特別委員

皆さんと大体同じ意見ですが、前回これまで議論した内容の企業行動の中立性がここでも重視されるだろうということで、ここでは企業経営形態でしょうか。23ページで既に言われているような、その中立性が第一で、それを踏まえて歴史的経緯としてこの25パーセントで区切って、50パーセントまでの割合が導入されてきていて、その中立性や理論的に見ればイギリス、ドイツのようなやはり課税しないことになると思いますが、実際、先ほど言われたパッシブなどの話を考えると、こういった制度が歴史的に取り入れられてきたというのを見てみると、それなりに考えられていると思います。

新しい視点として、議論したいと思うのは、この50パーセントを導入するといったことをやってきた経緯の中で、実際に企業行動がどのように変わってきたのか。これまで企業の経営形態の中立性のためにこういった制度を変えてきたのですが、実際に企業にとってそれが本当に中立な方向に向かっているのか。それがもし何らかの形で

検証できれば、本当の姿は見えるかと思います。

#### ○大田座長

佐藤委員、どうぞ。

#### ○佐藤委員

まず、受取配当について益金不算入制度を見直すと考えたときに、先ほど田近委員の話があったように、25パーセント以上についてというよりは、多分ゼロから25パーセントの間をどのように細分化できるかだと思います。これはイメージが付かないのでむしろ数字で出していただきたいのですが、25パーセント未満で、例えば1兆円でそれに全て、今、税金をかけたら4,000億ほどになるのでしょうか、幾つかストーリーを考えて、もう少し細かくやったときにどの程度の増収効果があるのかと、金融業にかなりのしわ寄せが行き、特定業種をターゲットにすることになるので、その辺りはバランス的に大丈夫なのか、議論していく上では目配りが必要だと思います。

究極的な話になりますが、最終的には個人の資本所得課税の問題だと思うので、この問題を議論するのであれば、個人金融課税、配当所得課税のあり方、金融一体化を前提にすれば利子所得も当然含まれるのですが、金融所得課税のあり方等を踏まえてバランスよく議論しないとおかしいと思います。

#### ○大田座長

個人の配当課税の整合性はまた別途議論したいと思います。

ほかはないでしょうか。まさに事務局の先ほど御説明いただいた論点は、田近委員が言われたアクティブインカムとパッシブインカム、事業性の所得と資産性の所得を分けて受取配当の益金不算入を考えるべきだという問題提起なのですが、これについてどなたか御意見はあるでしょうか。では、佐々木特別委員お願いします。

#### ○佐々木特別委員

先ほどの意見の中で言いましたが、パーセンテージとアクティブ、パッシブは実は我々製造業で行くと余り関係がなく、我々がアライアンスを組んでいくときに、資本を一緒に持つか持たないか。それで5パーセントとか10パーセントでもよいから持った上できちんと仕事をしていく。パーセントが低いからパッシブだと言われるのが非常におかしい。もう一つは、海外でインフラの企業を買収しようとする、アメリカでいえばCFIUSや、日本でも外為法や独占禁止法による規制などから、10パーセント以上持つてはいけないと言われる場合があります。そのときに25パーセント未満だからこれはパッシブだというのはまた議論としてはおかしい。要するにパッシブとアクティブをどのようにとらえるかという話と、今、佐藤委員が言われたようにパッシブであっても金融業はまた別の観点になるのです。そこをよく御勘案を願いたいと思います。

#### ○赤井特別委員

お聞きしたいのですが、その二つを分けるのに一番望ましい客観的な指標は何かあ

るのですか。

○佐々木特別委員

事業をきちんと一緒にやるかやらないかという話だと思うのです。

○赤井特別委員

本来はそのようなもので分けると一番良いと思うのですが。

○佐々木特別委員

まずそれが一つですが、そうは言いながらパッシブの金融業に冷たくてよいというのはまた別の話です。

○佐藤委員

それで思い付いたのですが、今日の議論の中で持株比率に応じてどうするかという議論と、資本金に応じてどうするかという議論が最初の繰越欠損金で出てきました。でもこの基準は本当にどこが正しいのかは、期間は決まっているのですぐに結論は出ないと思いますが、少し我々の中でも考えてみる価値はあると思います。

○大田座長

土居委員、どうぞ。

○土居委員

自社株買いにこだわりますが、みなし配当の可能性があるので、そのときにもしパーセントを何か見直しをすることになれば、当然、自社株買いで配当と同じような形で株主還元をしようとする企業が有るとか、ないしはまさに内部留保の話から発端となって、結局、投資有価証券で相当、今、日本の企業は持っているわけです。内部留保をきちんとアクティブに企業活動に、もちろん投資有価証券も立派な企業活動なのだが、またそれは設備投資に回せとかいうようなことになれば、それを取り崩さなければいけないことになりますから、そのときにどういった形で株式保有を変えたときに、受取配当がみなし配当とされるか、されないか、そのようなところのリンケージも意識して議論をする必要があると思います。

○大田座長

佐藤委員、資本金基準で分けない場合、イメージとしては、例えば所得で分けるなどがありますが、持株比率で分けないとしたら何になるのでしょうか。

○佐藤委員

むしろ聞きたい。先ほどの赤井特別委員の質問と同じだと思います。

○大田座長

分かりました。田近委員、どうぞ。

○田近委員

今のどう分けるかというのはまた議論するとして、受取配当の企業段階の課税と個人段階は切り離すのではなく、今日は議論の仕方として、企業の話から出てきましたが、我々の議論としては、最終的な報告書としては同時に考えないと、整合的でない

だけではなく、やはり個人個人の税をどう法人と連携させるかということでも、これは同時にやらないといけないと思います。

#### ○岡村委員

補足してよいでしょうか。先ほどの土居委員の自社株買いの話ですが、一応、自社株買いの場合はみなし配当課税であります。一部分は株式譲渡損益が出ています。ですから完全に配当する場合と自社株買いする場合が同じ課税にはなりません。これは日本の法人の特徴です。

#### ○土居委員

ですので、まさにその整合性もとる必要があって、株主還元という観点からすれば、配当も自社株買いも同じなので、もちろん個々にそれぞれの会社の戦略など、論理的なところ以外の付随した差異は有るかもしれませんが、論理的には二つは同じだという意味です。

#### ○大田座長

ありがとうございます。では、翁委員、お願いします。

#### ○翁委員

先ほどからのパッシブ、アクティブというのは一つの考え方だと思いますが、今の25パーセントというのは、もう少しきめ細かくどのようなものが適切なのかを考えていく必要があると思います。

一方で、金融と書いてありますが、これは具体的にどのようなところが持っているかということ、保険会社などが多いのでしょうか。そのようなことを考えると今、リスクをとっていくことも一つ大きなテーマになっています。つまり金融機関がリスクをとっていくことによって成長を促すことも非常に大きなテーマになっているので、そういったことにどのような影響を与えるのかも少し考えておく必要があると思います。

#### ○大田座長

岡村委員、どうぞ。

#### ○岡村委員

配当可能利益がある企業が全く税を払わないでよくなるシステムが本当に良いのかどうかは、よく考えた方が良くと思います。

#### ○大田座長

佐々木特別委員、簡単をお願いします。

#### ○佐々木特別委員

先ほどから言っているように法人税を払わない部分ではなく、既に欠損企業であっても、先ほど数字を言いましたように、きちんと外形課税なり諸税を払っているのです。なおかつ実際に従業員に給料を払って、その給料からはきちんと所得税も出ています。ですから、そういった意味では欠損企業が全く税金を払わないというステレオタイプの議論だけはぜひやめていただきたいと思います。

## ○大田座長

神野委員、お待たせいたしました。

## ○神野会長代理

課税ベースの議論を考えるに当たって、私の考え方を申し上げますが、税率を大幅に引き下げていくのであれば、ドイツのやった経験に、歴史的な教訓を学ぶべきだと思います。シュタインブリュック財務大臣は、まずこの改革に当たって税率は大幅に引き下げるが、税収の中立性に鑑み、実質的な減税は行わないという方針を明確にしています。その上で思い切った課税ベースの見直しをしています。私はその例に学べば、これまでの国税における法人税の考え方より、もう少し、公共サービスの利益を受けて企業活動しているという条件等々を考えて、課税ベースを思い切って広げてもよいのではないかと思います。そういった観点から今日議論した繰越欠損や受取配当の問題を議論してよいのではないかと思います。

御案内のとおり、ドイツでは減価償却の定率を廃止しただけではなく、支払利子控除を制限しています。かなり思い切った利益の概念の見直しをしているということです。今後、課税ベースの議論をしていくときに、そうした観点は重要だと思います。

これは吉川委員が繰り返し御指摘になっていますが、日本はドイツよりも財政状況が非常に厳しいわけですから、例えば今回の、税収を確保するという観点や、ベースを広げて税率を引き下げるのは公平の原則に合っているのも、そのような二つの観点からやっていくことと同時に、これによって、経済が活性化するかどうかは別ですが、投資などが引き上がって経済が活性化して自然増収が生じたときに、またこれは法人税の減税に回すべきではないかという議論も、自然増収が予想以上に起きたときにはあると聞いています。財政学の観点から言うと、税収を公平に確保するという観点と同時に、法人税に期待されている機能としては経済安定化機能があるので、この経済安定化機能から見れば、ビルトイン・スタビライザー的な機能があるのですが、税率を引き下げる、景気が回復してきたときに税率を引き下げるのは、むしろ不安定化政策になってしまいます。理論的にもそうですし、歴史的にも昭和恐慌で税収が引き上がってきた時に、高橋是清は何をやったかという臨時利得税をやって増税しています。第二次世界大戦後も同じようなことをしているので、私はそうした考え方には汲みしないということを申し上げておきたいと思います。

## ○大田座長

ありがとうございました。では、田中特別委員、お願いします。

## ○田中特別委員

企業の側のお話は、先ほど来ずっとお話をしているとおりだと思うのです。今、言ったように、税収の中立は何か、企業の役割は何かといったときに、法人税を幾ら払えばよいという話だけではなく、国全体の成り立ちの問題だと思うのです。雇用も含めて考えていかないと、それほどこの事例があるとか、過去の事例だとか何とかでは

なく、今の事例は佐々木特別委員や私が言っているとおり、やはりそれなりのことを考えないとこの国は成り立たないと思います。

#### ○大田座長

では山田特別委員、お願いします。

#### ○山田特別委員

先程の岡村先生の御発言が、配当可能利益がある企業が税金を払わないなんてけしからんと、そう聞こえたのですが、配当可能利益があるということは、税引後利益、既に税金を払った利益のプール額があるわけで、それがあのに税金を払わないのはけしからんということは、どういう意味でしょうか。。

#### ○岡村委員

済みません、それは誤解で、配当益金不算入制度を入れて100パーセント益金に不算入にしてみると、この企業はまた次に配当できるわけですが、そのときに全く税金が出ないということです。

#### ○山田特別委員

はい、分かりました。

もう一つは、同じポイントですが、商法の時代から会社法の時代が変わった時だったと思いますが、現在の会社法では、資本金の額を意識的に小さくすることにより、払込資本を配当可能利益に振り替えられるようになっているのです。ですから、獲得利益の税引後利益のプール額だけが配当可能利益ではないという事実、その辺りをどう考えるのかも議論に入れないといけないと思います。

#### ○大田座長

では佐々木特別委員、お願いします。

#### ○佐々木特別委員

いろいろお話があり、ドイツの例などありましたが、ドイツの例は確かに課税ベースの拡大もやっていますが、成長も含めてそこで2パーセント分ぐらい上乘せが実際には1995年から2012年まであります。他のヨーロッパ諸国は実はその課税ベースの拡大をしなくても実際にはそのような数字が出ています。ですからそのところをどこかの例だけでお話をするのは多分フェアではなく、財政健全化の方もしっかりやらなくてはいけないので、そこはトータルで見たときにどこを落としどこにするか、要するに日本の企業の競争力はどのようになるのか、そういった全体のコンセンサスを得た中で法人税の話を議論していかないと、右だ左だという話とはとにかく駄目です。

もう一つは、8.7兆円から10.1兆円に、今年度は法人税収が増えるわけですが。多分最終的には10.4兆円ぐらいいくと思いますが、そのように法人税収が増えたときの税収中立というのは、税収が一緒であれば基本的には率が下がらないと中立になりません。ですからそのようなことをよく考えて、ぜひ二項対立で話すのではなく、どこにベストポジションがあって、なおかつ実際に浮いた部分の半分を例えば財政健全化に持つ

ていって、そうでないところを法人税減税に持っていくなど、先ほどフォワード・ガイダンスと言ったように、そのような部分も含めてやっていかなければいけないと思います。

#### ○大田座長

ありがとうございます。

まだ御意見があると思うのですが、もう一つ残っていますので、大変恐縮ですが、また次回御意見いただきたいと思います。

ここで中里会長から働き方の選択に対して中立的な税制に関連して御発言をお願いします。

#### ○中里会長

先ほどの受取配当、欠損金で一つだけ申し上げます。これは経済学者の方に御質問ですが、受取配当でも欠損金でも租税特別措置でも、課税されない項目がそこに存在する限り、課税されない項目の経済的価値は、国にとっても企業にとっても、税率が下げられれば下がるということです。これをどう考えるかも、後でまた租税特別措置のときにでも議論を述べていただきたいと思います。これはお願いです。

ここで私から今後の政府税調の議論の進め方に関連して発言させていただきます。

法人課税DGでは、この法人課税のあり方について非常に精力的な御議論をいただき、皆さんにお礼申し上げます。一方、現在、産業競争力会議や経済財政諮問会議で、働き方の選択に対して中立的な税制に係る議論が行われています。我々としてもそうした議論の状況を踏まえ、しっかりとした議論を行う必要があると考えています。

そこで、この場をお借りして、ごく簡単に事務方から、現在の議論の経緯などをお伺いしておきたいと思い、事務方に資料を準備していただきました。

鑑水税制第一課長、御説明をごく簡単をお願いします。

#### ○鑑水税制第一課長

お手元の参考資料、個人課税関係と書いてある資料を御覧ください。それに沿って今の状況について御報告させていただきます。

1 ページは、最近の働き方の選択に対して中立的な税制に関する議論の経緯です。昨年6月の日本再興戦略における記述、今年1月の産業競争力会議の方針、それから、先般行われた産業競争力会議、諮問会議等々における御議論になります。

これらの議論は、女性の活躍の推進という観点から、税制だけではなく、様々なテーマについて議論されていますが、その一環として税制も取り上げられています。

2 ページは今、申し上げた昨年6月の日本再興戦略の記述、働き方の選択に関して中立的な税制、社会保障制度の検討を行うとされています。それから、今年1月の産業競争力会議の検討も同様の記述があります。これを受けて先般の諮問会議と産業競争力会議の合同会議の場で、麻生大臣から、三点御説明していただいています。

一点目は、税制の壁についての考え方。

二点目は、配偶者控除の見直しについての根強い慎重な意見もあるという点。

三点目は、この問題については所得税の根幹にかかわることであり、中長期的な視点から、幅広く政府税制調査会の中で議論していくこととしたいという御提案をしていただいているところです。

その会議の終わりに、総理からは、これについて社会保障制度と併せて麻生大臣、田村大臣に対して検討の御指示を賜っているという状況です。

#### ○中里会長

ありがとうございました。

今のはあくまでも頭出しでして、本日、このような報告にひとまずとどめておいて、次回の法人課税DGの際に、その後に少し短めの総会を併せて開催して、働き方の選択に対して中立的な税制、社会保障制度、この問題について事務方から説明を聴取したいと思っています。

この働き方の選択に対して中立的な税制について検討を行う上では、産業や経済社会の構造が大きく変わる中で非常に重要な問題ですので、女性の労働参加の問題に限らず、労働市場の構造変化とか労働政策や所得分配政策のあり方など、可能な限り幅広い観点から議論を行っていく必要があるのではないかと思います。そのために総会で、この問題に関して有識者からのプレゼンテーションを行っていただこうと考えています。そして、いずれまた正式に皆さんに開催をお諮りする予定ですが、基礎問題小委員会を設置すると前に申し上げましたが、その基礎問題小委員会や総会での議論に有識者からのプレゼンテーションを生かしていければと考えています。

#### ○大田座長

ありがとうございます。

中里会長と鎌水課長が非常にコンパクトにまとめていただいたので、宮崎委員、30秒時間ができました。どうぞお願いします。

#### ○宮崎委員

先ほど、税金を払っていない法人が、給料という形で所得税を払っているというお話がありましたが、それが本当かどうかをぜひ教えていただきたいと思います。例えば冒頭に申し上げた高校生のバイトで成り立っているような事業所では従業員が所得税を納めていないのではないのでしょうか。また、土居委員が先ほど言われた欠損企業の欠損金のレベル分けは、貴重なデータだと思うのですが、そのようなデータを見れば、例えば成長戦略の中で必死に頑張っているのか、上手にやっているのかというような区別がつくものなのかどうか教えていただきたいと思いました。

#### ○佐々木特別委員

賃金の中から当然従業員が払っているわけですから、それはもう紛れもない事実であって、別に説明する必要はないと思います。それは高校生が例えば先ほどの税金の範囲の中でやるかやらないかの話は、これから話す主婦の問題よりは全然厳しくない

話だと私は認識しています。もしそのような意味で、生活的なところで厳しいことがあるのであれば、何か御提起をいただければと思います。

#### ○大田座長

今日は大変活発な御議論をありがとうございました。次回は第3回目、4月14日の午前中の開催になります。議題は政策税制、租税特別措置です。これについて議論をいただきます。その際、先ほど中里会長の御発言にありましたように、併せて総会を開催したいと考えています。正式な案内は事務方から連絡させていただきます。

それでは、本日はこれで終了いたします。お忙しい中、ありがとうございました。

[閉会]

#### (注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。